

## 輪之内教育ネットワーク 校内利用ガイドライン（教職員用）

H28. 1 一部改訂

本ガイドラインは、輪之内町立小中学校教職員におけるインターネット利用を含む輪之内教育ネットワーク（以下「ネットワーク」とする）の校内利用に関する内容に適用されるものとする。

### 1 ガイドラインの趣旨

輪之内町立小中学校においてネットワークを利用するにあたっては、法及び条例、「輪之内教育ネットワークの利用に関する規程」に違反することなく、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めると共に、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際教育の推進、総合的な学習の視点から、教育の推進に寄与するように努める。

### 2 本則

- ① ネットワーク上で他人を誹謗中傷したり、さげすむような発言をしないようにする。発信する内容については、自ら責任のもてる内容に限るものとする。
- ② ネットワーク利用に当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、次の事項を厳守するものとする。
  - ・個人情報などの守秘性の高いデータ等は、ネットワークに接続しているコンピュータ内に保存せず、外付けセキュリティー機能付ハードディスクに保存して、各小中学校耐火書庫内に保管・管理し、恒常的に外部のネットワークから閲覧（アクセス）できないようにする。
  - ・原則として個人情報は持ち出さない。教育上やむを得ず持ち出しが必要な場合は、必ず管理責任者（校長）の許可を得る。その際管理責任者（校長）は、「持ち出し簿」に必要事項を記入させ、管理担当者（教頭）は、管理状況を常に把握する。
  - ・持ち出す場合は、貸与の学校用USBフラッシュメモリ（パスワード機能付き）とする。許可を得て持ち出す場合は、自宅へ直帰する。
  - ・USBフラッシュメモリパスワードが漏れないように管理の徹底をする。
  - ・必要がなくなった古い個人情報及び保存年数の期限が過ぎたデータ等は完全に破棄する。
  - ・この場合の個人情報とは、下記のことを指す。
    - I）個人を識別できるもの：住所、電話番号、家庭環境の入った児童生徒名簿、成績、身体測定の結果、個人が特定される写真等
    - II）その他：児童生徒への指導事項（生徒指導や教育相談にかかわるもの等）（教育支援委員会資料等）に関するもの、町教委への提出マル秘文書等
  - ・ウィルス感染等の被害を防止するため、最新のウィルス対策ソフトによるウィルス検査を定期的実施する。
- ③ 発信する内容は、国内にとどまらず、全世界に伝送される可能性があることに留意し、輪之内町立小中学校の品位を損なわないようにする。
- ④ アクセス権のないコンピュータ（サーバ）への侵入など、ネットワークの正常な運用を阻害する行為を禁止する。
- ⑤ 教育上ふさわしくない接続先へのアクセスは自主的に回避する。
- ⑥ 利用ID・PWについては利用ユーザーにおいて厳格に管理する。

### 3 利用資格

ネットワークの利用は、以下の項目のいずれかを満たすユーザーが対象となる。

- ・輪之内町立小中学校に在籍する児童・生徒
- ・輪之内町立小中学校教職員
- ・その他、輪之内教育ネットワーク管理運用委員会が利用の必要性を認めた者

### 4 禁止される行為

輪之内町立小中学校では、ユーザーの利益・権利の保護と有益なサービス提供のため、以下の行為を禁止するものとする。

- ① 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用。
- ② 犯罪的行為に結びつく行為。
- ③ 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為。
- ④ 他人の財産・プライバシーを侵害する行為。
- ⑤ 他人に不利益を与える行為。

- ⑥ 他人を誹謗中傷する行為。
  - ⑦ ネットワーク管理業務を妨げる行為。
  - ⑧ チェーンメール等のインターネットシステムの破壊行為。
  - ⑨ ネットワーク管理責任者の指導に従わないこと。
  - ⑩ 個人所有コンピュータの持ち込み行為、及び職員貸与コンピュータの持ち出し行為。
- ※これらの行為は処分の対象となる。

## 5 利用の停止

利用ガイドラインに違反した場合、校長・教頭・ネットワーク管理者で扱いを検討し、次のような処分を行うことができるものとする。

- ① 懲戒によって注意を促す。
- ② 一定の期間ネットワーク利用を停止する。
- ③ 状況によってネットワーク利用アカウント抹消の対象とする。

## 6 ネットワークの一時的中断

ネットワークは、以下の事項に該当する場合、事前の連絡なしに中断することがある。

- ① システム等の保守点検を定期的、または緊急に行う場合。
- ② 火災・停電等によりネットワークの利用が不可能になった場合。
- ③ 地震、洪水等の天災によりネットワークの利用が不可能になった場合。

## 7 ネットワークの停止・変更

ネットワーク管理者は、ネットワークの利用を停止させることができる。停止については、電子メール、メーリングリスト、ウェブページなどの媒体を介して通知するものとする。

また、ユーザーに事前に通知することなく、サービス内容の追加、改廃をすることがある。この変更についても、電子メール、メーリングリスト、ウェブページなどの媒体を介して通知するものとする。

## 8 損害賠償

### ① ユーザーの不利益・損害

輪之内町立小中学校は、本ネットワークの利用により発生したユーザーの不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

### ② 第三者の不利益・損害

輪之内町立小中学校は、本ネットワークの利用によりユーザーが第三者に与えた不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、ユーザーの責任と費用をもって解決し、輪之内町立小中学校に損害を与えないものとする。

## 9 情報の著作権

ユーザーがネットワーク上で公開した著作物はユーザーの所有物であり、著作権を有するものとする。その際、ユーザーが第三者との契約、または第三者が著作権を有する等の理由で、公表・複製が禁じられている著作物の違法な公表、複製、翻訳等の権利侵害行為を行った場合は、一切の責任を当該行為を行ったユーザーが負うものとする。ユーザーは、本ガイドラインでの取り決めと著作権法が定める事項を厳守するものとする。

## 10 情報の削除

ユーザーが本ガイドラインに定めた禁止事項が明らかになった場合、事前に通知することなく当該ユーザーの情報を削除できるものとする。

## 11 インターネット利用

### 《利用時間》

- ① 利用時間は、原則として勤務時間とする。ただし、授業や本来の教育活動に支障がないように十分留意することとする。
- ② 授業と関連した利用については、これ以外の利用（土・日・祝日・長期休業中など）も認めるものとする。

### 《エチケット》

- ① ネットワークでは、コンピュータの向こうに人間がいることを忘れないこと。

- ② ネットワーク社会は、多くのボランティアによって支えられていることを理解すること。また、ネットワークの恩恵を受けるばかりでなく、自らもその一端を担うことを目指すようにする。
- ③ 原則、プログラムのダウンロードは禁止する。  
(但し、WindowsUpdate、ネットワーク管理者から特に許可を受けた場合を除く。)

《安全のために》

- ① 原則、個人の写真と氏名が一致する掲載など、個人が特定できる情報の発信を禁止する。
- ② ネットワーク上でトラブルが生じた場合には、直ちに学校長、校内ネットワーク管理者に連絡をすること。

《ネットワークの安定した運用のために》

- ① ネットワークにつながったコンピュータは、特定の個人だけが利用するものではない。システムやアプリケーションそのものの設定を変更して他人に迷惑をかけること。
- ② ネットワークにつながったコンピュータの電源を切るときは、必ず使用していたアプリケーションソフトとシステムを終了させてから電源を切るようにすること。
- ③ 操作中に異常や問題が生じたときにも、すぐに電源を切ったり、リセットボタンを押したりせず、ネットワーク担当者に連絡すること。
- ④ サーバはネットワークの基幹部分である。サーバは知識をもったネットワーク管理責任者が管理をするので一般ユーザは使用しないこと。

## 1.2 ホームページ作成

- ・ 輪之内町立小中学校の教育活動についての理解を促すため、学校・学級・個人等の活動内容の公開を基本とする。
- ・ 情報公開に当たっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の遵守・プライバシーの保護などに関して十分配慮する。
- ・ 児童、生徒の著作物を使用する際は「著作物等利用許可書」の提出を確認すること。

《作成内容について》

- ① 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていないもの（成績など）や、プライバシーの侵害となるおそれがあるもの（住所、電話番号、生年月日、個人写真、実名など）は公開しない。
- ② 集合写真（個人名が特定できないもの。クラス紹介、行事、委員会クラブなどの紹介）は状況によって公開できる。
- ③ 数人程度の個人が特定される写真（学校行事等の紹介に関するもの）については、当該児童・生徒の保護者の承認によって公開することができる。
- ④ 児童・生徒の作品（絵画、工作、習字など）については、児童・生徒本人の承諾によって公開することができる。

《リンクについて》

- ① 公的機関については、リンクすることができる。
- ② ページ作成者（児童・生徒は除く）により教育的に有用と認められるサイトについては、状況によりリンクすることができる。
- ③ 上記①②に該当しないサイトについては、リンクをすることはできない。

※輪之内町立小中学校で作成したページに関しては、リンクを自由に行えるものとする。ただし、そのリンクの維持に当たっては、ページの作成者が責任をもって管理することとする。

《著作権》

各ページの著作権に関しては、すべて輪之内町立小中学校が有するものとする。

## 1.3 発信内容の公開

公開するホームページは各校の校内における審査機関で内容を検討し、審査機関の了承を得て公開しなければならない。児童・生徒、または保護者に対して、輪之内町立小中学校がインターネット上にどのような情報を発信しているかを公開するように努めなければならない。要請があったときは直ちに開示するとともに、授業参観や懇談会等で保護者がホームページを閲覧することができる方を講じなければならない。

## 1.4 ガイドラインの変更

本ガイドラインは「輪之内教育ネットワーク管理運用委員会」で協議し、よりよいネットワークづくりを目指して、常に検討が加えられなければならない。